

公益財団法人 友 愛

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第3章第13条2項の規定に基づきこの法人（以下本財団という）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本財団の目的、事業に賛同する個人、法人、団体は理事会の承認を得て会員となることができる。ただし2項に該当するものを除く。

2 反社会的勢力の一員またはこれに関係する者

(入会手続き)

第3条 会員になろうとする者は所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 会員は会費を納入しなければならない。

納入された会費は、本財団への寄付金として取り扱い、毎事業年度におけるその合計額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

個人会員 1口 3,000円

法人会員 1口 10,000円 以上

2 会費の会計年度は本財団の会計年度と同一とする

(会員の特典)

第5条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 本財団が発行する機関紙の配布を受けることができる。

(2) 本財団が主催、共催する研修会、セミナー等の案内を受け取ることができる。

(3) 本財団が主催、共催する研修会、セミナーの参加に対し、会員割引を受けることができる。

(除名)

第6条 会員が下記の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく会費を3年以上滞納したとき。
- 2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第7条 会員はいつでも退会通知を本財団に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改正)

第8条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(2019年4月13日 第1回理事会決議)